電力の取引に係る契約その他の取決めに関する協議が不調のため、電気事業法第37条の３第１項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

申請者	連絡先及び電気供給事業者の種別
申請者以外の当事者	氏名（名称及び代表者の氏名）、住所、連絡先及び電気供給事業者の種別
仲裁判断を求める事項	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

備考　１　「連絡先」には、連絡のとれる電話番号等を記載すること。また、申請者に担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。

２　「電気供給事業者の種別」には、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者、卸供給事業者（特定電気事業者及び特定規模電気事業者の場合を除く。）又はその他のいずれかを記載すること。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

（経済産業省定員規則の一部改正）

第二条　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	四、五四七人	
資源エネルギー庁	四五一人	
特許庁	二、八二一人	
中小企業庁	二〇二人	
合計	八、〇二一人	

第二条の見出しを「（本省及び各外局の各内部部局、各審議会等、施設等機関及び各地方支分部局別の定員）」に改め、同条中「各施設等機関、地方支分部局及び特別の機関別」を「各審議会等、施設等機関及び各地方支分部局別」に改める。

（経済産業省定員規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　経済産業省定員規則の一部を改正する省令（平成二十七年経済産業省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「四、五五八人」を「四、六〇七人」に改める。

（経済産業省組織規則の一部改正）

第四条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二百二十九条中第二十九号を第三十号とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百十四条第五項の規定により委任された権限に係る事務に関すること。

第二百三十五条第十九号中「こと」の下に「（総務企画部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第二百四十八条の見出しを「（ガス事業監査官）」に改め、同条第１項中「電力・ガス事業監査官五十九人以内」を「ガス事業監査官三十一人以内」に改め、同条第二項中「電力・ガス事業監査官」を「ガス事業監査官」に改め、「電気事業及び」を削り、同条を第二百四十八条の二とし、第二百四十七条の次に次の一条を加える。

（電力事業検査官）

第二百四十八条　各経済産業局の総務企画部及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局に、これらの経済産業局を通じて、電力事業検査官十八人以内を置く。

２　電力事業検査官は、命を受けて、電気事業法第百十四条第五項の規定に基づき委任される権限に係る報告又は資料の徴収、立入検査及び検査並びに電気事業の業務及び経理の監査に関する事務を処理する。

第二百五十五条第１項中「十一人」を「八人」に改める。

第二百五十七条の見出しを「（ガス事業監査官）」に改め、同条第１項中「電力・ガス事業監査官十三人」を「ガス事業監査官三人」に改め、同条中第二項を削り、同条第三項中「電力・ガス事業監査官」を「ガス事業監査官」に改め、「電気事業及び」を削り、同項を第二項とし、同条第四項を削る。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

規　則

○原子力規制委員会規則第六号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年八月三十一日　　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を、次のように改正する。

第六条第一項の表第四号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度　第五項に定める期間

第六条第四項中「ニ」を「ニ及びヘ」に、同条第五項中「へまで」を「トまで」に、同条第六項中「ニ」を「ニからへまで」に、同条第七項中「チ及びリ」を「リ及びヌ」に改める。

第八条第二項中「等」を「その他の」に改め、「範囲内において」の下に「緊急作業が必要と認められる期間」を加え、同項の次に次の一項を加える。

３　前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。

二　緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三　原子力規制委員会が定める場合にあっては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。